

地震災害時の工業用水道について

1 東海地震等の給水対応について

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表されたら

工業用水の給水は、継続します。

なお、企業庁においては、「愛知県企業庁災害対策実施要領」に基づき、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は所定の人員が、東海地震注意情報が発表された場合は全職員が原則として現勤務先に登庁し、地震防災対策にあたります。



(2) 警戒宣言が発令されたら

工業用水の給水は、継続します。ただし、水源施設において水量制限される可能性があるため、関係機関との調整により、給水量の制限が必要となることがあります。

なお、企業庁においては、「愛知県企業庁災害対策実施要領」に基づき、東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報発表時から引き続き所要の対策を実施することとしています。



(3) 大規模地震が発生したら

被災していない地域及び管路においては、給水を継続します。しかし、ある程度は、県営工業用水道施設での被害が発生することが予測されています。その際、復旧までの期間は断水となることが予想されます。

企業庁では、被災後の復旧を遅くとも **4 週間**で完了（目標復旧期間）することとし、迅速な復旧のための様々な対策を実施します。



2 情報伝達手段について

地震災害時における給水先事業所と水道事務所との情報伝達手段は、①公衆回線※¹、②工水専用回線※²があります。

※1 公衆回線

水道事務所	電話番号	FAX 番号	E メールアドレス
愛知用水水道事務所 (尾張旭出張所)	0561-53-3610 休日夜間 尾張東部浄水場 0561-74-3071	0561-54-7400	aichi-suidoasahi@pref.aichi.lg.jp
愛知用水水道事務所 (本所)	0562-33-2282 休日夜間自動転送 転送先 知多浄水場	0562-33-2285	aichi-suido@pref.aichi.lg.jp
尾張水道事務所	0586-45-1170 休日夜間 尾張西部浄水場 0587-97-1176	0586-45-8490	owari-suido@pref.aichi.lg.jp
西三河水道事務所	0566-98-5652 休日夜間自動転送 転送先 豊田浄水場	0566-98-5653	nishimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp
東三河水道事務所	0532-61-2836 0532-61-2839 休日夜間自動転送 転送先 豊川浄水場	0532-61-5431	higashimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp
県庁(水道事業課工水 維持グループ及び工 水整備グループ)	052-954-6685 052-954-6527	052-954-6957	kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

※2 工水専用回線

○給水先事業者と水道事務所との緊急連絡のための専用電話回線です。

水道事務所	電話番号
愛知用水水道事務所 (尾張旭出張所)	※電話番号は、給水先事業者に 個別にお知らせしています。
愛知用水水道事務所(本所)	
尾張水道事務所	
西三河水道事務所	
東三河水道事務所	